損傷または破壊された書類や記録の再構築（reconstituting files or records which have been damaged or destroyed）に関して

特許、商標、意匠の包袋書類に関し、出願毎に5ポンドの手数料で、“謄本ではない写し”（uncertified copies）を発行することは可能である。

特許に関して：

“謄本ではない写し”は、紙または電子媒体により発行が可能である。紙の写しの請求は用紙「Patents Form 23」（www.ipo.gov.uk/pf23.pdf）を使い、所定の手数料と共に申請する。電子媒体の写しは、オンライン上の「Patents Form 23」（www.ipo.gov.uk/p-apply-online-uk-uncertified-checklist）で請求する。いずれの場合も、1つの用紙で複数の出願の写しを請求することが可能である。

出願の公開前であれば、出願人と指定された代理人にのみ“謄本ではない写し”が発行される。公開後であれば、いかなる人に対しても発行が可能である。

特許情報/書類の閲覧システムとして、Ipsumが無料提供されている。現在の対象書類は限られた範囲のみであるが、10 月には対象書類が拡張される予定。Ipsum ベータ版のURLは、www.ipo.gov.uk/p-ipsumである。

商標に関して：

“謄本ではない写し”は紙媒体で発行される。請求は、電子メール（tmsales@ipo.gov.uk），電話（+44 1633 811191），ファックス（+ 44 1633 817777）または郵送（Intellectual Property Office, Concept House, Cardiff Road, Newport, South Wales, NP10 8QQ, United Kingdom）で行うことができる。

“謄本ではない写し”は、いつ、いかなる人に対しても発行が可能である。

意匠に関して：

“謄本ではない写し”は、紙媒体で発行される。請求は、電子メール（tmsales@ipo.gov.uk），電話（+44 1633 811191），ファックス（+ 44 1633 817777）または郵送（Intellectual Property Office, Concept House, Cardiff Road, Newport, South Wales, NP10 8QQ, United Kingdom）で行うことができる。

出願の公開前であれば、出願人と指定された代理人にのみ“謄本ではない写し”が発行される。公開後であれば、いかなる人に対しても発行が可能である。

所定の手数料支払いには、手数料用紙を使用すること（www.ipo.gov.uk/fs2.pdf）。